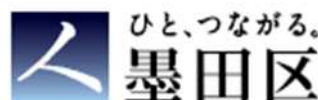


墨田区消費者ニュース

令和5年2月発行 第195号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



引越事業者との トラブルに注意!

運送事業者は、引越しを行う際、必ずお客様に見積りを提示することになっていま
す。(標準引越運送約款より)電話やインターネット上のみでの見積りは、打合せ不足
による勘違いや、行き違いが起こりやすいので注意しましょう。

見積りにかかる費用は?

見積料は無料です。ただし、本人が事前に了承した場合には、下見に要した費用がかかる場合があります。また、内金、手付金は請求しないことになっています。

見積りは、価格
だけではなくサー
ビス内容も十分に
検討しましょう。

解約・延期手数料は?

利用者の都合で解約・延期する場合運送事業者は、手数料を請求することができ、当日は運賃及び料金の50%以内、前日は30%以内、前々日は20%以内と定められています。



引越後は必ず荷物チェックを!

荷物の一部が壊れていたり、大きなキズを発見した場合は、すぐ業者に連絡してください。運送事業者の責任は、荷物を引き渡した日から3か月以内となっています。

(東京都消費生活総合センター資料より)

【消費者講座のご案内】 エシカル消費ってなに??

エシカル消費の基礎やリフォーム詐欺について、落語家・漫才師が楽しくお伝えします!

その他、ワークショップやチャリティーバザー等もありますので、是非お越しください

*令和5年3月4日(土)9時半から12時 区内在住在勤在学の方

*すみだ女性センターホール(墨田区押上2-12-7 セトル中之郷3階)

*ワークショップは、先着順で申し込みが必要となります。(締切2月22日(火)

5608-1516まで)詳しくは、区報または墨田区のホームページでご確認ください。

消費者センター相談窓口から

～ 賃貸マンションを退去したら
クリーニング代等の請求をされた～

【相談事例】

2年間住んでいた敷金・礼金が無料の賃貸マンションを退去した。先日、貸主からルームクリーニング代、エアコンのクリーニング代などの請求書が届いたが、自分はたばこなど吸っていないし、掃除もしていたので、払いたくない。請求を拒否できるか。

【アドバイス】

消費者センターには賃貸借契約の相談が多く寄せられ、原状回復費用の支払いに関するものが大半を占めています。

賃貸物件の契約時には、貸主側から『重要事項説明書』と『賃貸借契約書』を渡されます。契約書の退去時の費用負担に関する事項などには「ルームクリーニング代及びエアコンのクリーニング代の費用は全額借主負担」などといった特約が定められていることがあります。特約については契約時に必ず確認しておきましょう。

本事例は、相談者が契約書を確認したところ、「退去時に借主がルームクリーニング代及びエアコンのクリーニング代の費用は全額負担する」と特約になっていました。よって、請求を拒否することは出来ないと考えられますが、不当に高額な場合は減額交渉が可能でしょう。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

